第七十七条の次に次の二条を加える。

（大学附属の学校）

第七十七条の二　公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」という。）を附属させて設置することができる。

2　設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（出資の認可）

第七十七条の三　公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第七十九条の次に次の三条を加える。

（会計監査人の資格等の特例）

第七十九条の二　公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2　公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一　監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの

若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

二　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（長期借入金及び債券発行の特例）

第七十九条の三　公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3　前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第七十九条の四　前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第五条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（公立大学法人」の下に「（以下「公立大学法人」という。）」を、「次項」の下に「及び第百二十七条」を、「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「学校法人と称する」を「学校法人」という」に改める。

第四条第一項第二号中「市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第五十四条第三項において」を「以下」に改め、「という。）」の下に「（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

第五十四条第三項中「）町村」を「以下この項において同じ。）町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を「又は指定都市の設置する」を「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する」に、「教育委員会が」を「教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）が」に改める。

第百三十条第一項及び第百三十一条中「又は都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

第百三十三条第一項中「（市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第四章　厚生労働省関係

（職業安定法の一部改正）

第六条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第三章　職業安定機関以外の者の行う職業紹介」を「第二章の二　地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条―第二十九条の九）　第三章　職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介」に、「第三十三条の四」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四条第七項中「、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第五条第四号中「の者」の下に「（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）」を加える。

第五条の二の見出し中「職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「及び」の下に「特定地方公共団体、」を加える。

第五条の三第一項中「及び職業紹介事業者」を「、特定地方公共団体及び職業紹介事業者」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第五条の五中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第五条の六第一項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第五条の七中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第二十九条を削る。